

千葉商科大学同窓会鳥取県支部
会則

第1章 総則

- 第1条 本同窓会は、千葉商科大学同窓会鳥取県支部(以下「本会」)と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、本部及び母校との連絡を密にし、会員並びに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は支部長または支部長の委任する役員の居住地に置く。

第2章 会則

- 第4条 本会の会員は、本部同窓会則第4条に規定する会員の資格を有し、鳥取県内に居住または在職している者と鳥取県出身者とする。尚、本会の趣旨に賛同し入会を希望する者も特別対象者とする。
- 第5条 本会の各会員が、本会の品位と名誉を損なう行為をした場合には、役員会の決議により除名することが出来る。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1 支部長 1名
 - 2 副支部長 3名
 - 3 幹事長 1名
 - 4 幹事 若干名
 - 5 会計監査 2名
 - 6 顧問 若干名
- 第7条 支部長・副支部長・幹事長・顧問及び会計監査は、総会において選出する。
- 第8条 幹事の選出は、支部長からの指名とする。
- 第9条 支部長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。副支部長は、県東部・中部・西部から1名ずつ選出する。
 - 3 幹事長は、会務及び事務局の、会計及び総務を総括する。
 - 4 幹事は、会務を担当し、会計担当及び総務担当は事務局を兼ねる。
 - 5 会計監査は、本会の職務の執行と会計の状況を監査報告する。
 - 6 顧問は、本会の諸会議において意見を述べ、支部長の諮問に答える。
- 第10条 役員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2 役員は、その任期満了の後での後任者が就任するまではその任に当たる。
 - 3 支部長・会計監査及び顧問を除く役員は本会の運営のために必要と判断される場合は支部長の任命により役職の兼務を認める。

第4章

- 第11条 本会は、年1回定期総会を開催し会務及び会計の報告、役員を選書津及び承認、会則の改正その他本会に関する重要事項の決議を行う。
- 2 定期総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に支部長が招集する。
- 第12条 臨時総会は、役員会の要請または会員の二分の一以上の要請があるとき、支部長がこれを招集する。
- 第13条 役員会は、全役員で構成し、必要に応じて支部長が役員以外の会員の出席を求めることとし、次の業務の執行その他緊急事項の処理に当たる。
- 1、 企画・広報 各種原案の作税及び会員名簿・事業報告等の広報活動及び会員の拡大
 - 2、 渉外 運営を円滑にするために本部母校及び他の外部との連絡・折衝。
 - 3、 会計 本会の会計業務の執行。
 - 4、 その他 その他緊急事項の処理。
- 第14条 役員会は支部長が招集する。但し、役員半数以上の要求があったときは、支部長は招集しなければならない。
- 第15条 会議の議長は支部長がこれに当たる。
- 第16条 会議は出席者の過半数をもって議決する。賛否の議長は支部長がこれに当たる。
- 第17条 会議の議決においては、議事録を作成し、議長は出席者の中から1名の署名者を指名し、その者の記名押印を得たうえで事務局が保管する。

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入で支弁する。
- 第19条 会費は年会費として、金2,000円を納付するものとする。但し、本部同窓会会則第4条(2)の会員は年会費を免ずるものとする。
- 2 一旦納入された会費は返還しない。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

- 第21条 旅費、慶弔費については、別に規定を定める
- 第22条 本会則の改正は総会において出席者の三分の二以上の同意で決する。
- 第23条 本会則に定めない事項については、役員会で定めるところによる。
- 第24条 本会則は、平成11年8月8日より施行する。

附則

- ① この改正は平成 12 年 5 月 20 日から施行する
- ② この改正は平成 15 年 7 月 13 日から施行する
- ③ この改正は平成 26 年 11 月 16 日から施行する
- ④ この改正は令和元年 6 月 22 日から施行する

旅費・慶弔費規定

第 1 条（旅費）

本会の用務により県外へ出張した場合、交通費は、所定金額の八割相当額を支給する。また宿泊を要する場合も 8, 0 0 0 円を限度に実費を支給する。本部同窓会等の他機関から旅費の支給がある場合はこれを適用しない。

第 2 条（慶弔）

本会の会費納入者（以下「会員」）の慶事に関しては、祝辞・祝電をもって慶意を表す。会員の弔事に際しては、弔辞・弔電・香典をもって弔意を表し、会員の同居家族の弔意は、弔辞・弔電をもって弔意を表す。

附則

- ① この規定は平成 15 年 7 月 13 日から施行する
- ② この改正は令和 1 年 6 月 22 日から施行する

